第

3 1 7 5

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年12月19日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

⁴ 消費税、税込み税抜き混合処理

A: 税込みと税抜きを混合した処理も認められています。

【解説】

消費税を税抜処理する場合には、原則として課税売上げ、課税仕入れのすべてについて税抜処理をしなければなりませんが、個人事業者などの小規模事業者については、税込処理と税抜処理を混合した混合方式が認められています。

混合方式とは、課税売上げは税抜処理をしなければなりませんが、課税仕入れについては、次のグループのうち一つ以上税込処理をすれば、他のグループについては税込処理が認められるというものです。

- ① 棚卸資産
- ② 固定資産(繰延資産)
- ③ 経費等

したがってたとえば、固定資産だけを税抜 処理をして、他の棚卸資産の取得などについ ては税込処理をするといったこともできるわ けです。

ただし、この方法につきましては、継続適用が条件となっていますので注意してください。

なお、課税売上については、すべて税抜処 理となっていますので、売上を税抜き、雑収 入を税込みなどとすることは認められません。







